

# 成長特区税制（特区税制の後継制度）について（H280127）

## 【成長産業分野の立地促進】

〔大阪の成長戦略〕3-（1）先端技術産業のさらなる強化

大阪・関西が強みを有する医薬品・医療機器などのライフサイエンス分野、蓄電池等を中心とした環境・新エネルギー分野において世界有数の拠点をめざす。

このため「国際戦略総合特区」や「国家戦略特区」による大胆な規制緩和や、地方税ゼロなどの税制優遇などのインセンティブを活かし、企業集積や研究開発の促進、新たなビジネスの創出など、イノベーション（技術革新）を生み出す環境整備を図る。

## 【特区税制】（全国初、最大で地方税ゼロ）〔対象税目：不動産取得税、法人二税〕

- ・対象区域：国が指定した区域の中で、府が規則で定める区域
- ・対象事業：特区事業【新エネルギー・ライフサイエンス・支援する事業〔国際貨物（船舶・航空）、MICE〕】
- ・認定期間：平成28年3月31日まで
- ・実績：投資見込額 約328億円（H24年12月～H27年12月に認定した事業計画に伴うもの）

## 【改正理由】

特区税制の事業認定期間が、平成27年度末で期限切れ。引き続き成長産業の集積を進めるため、期間の延長が必要。

総合特区法の範囲を超える新たな課題に対応するため、これまでの制度を引き継ぎ新たな制度を創設することが必要。

- 府内で新たに成長産業の集積を図るべき区域が、総合特区に指定されていない場合に、府優遇税制の適用を可能にする
- 総合特区法の対象外となっている水素関連や健康関連等の事業は、成長が期待され、大阪の成長に不可欠な事業であるため、府優遇税制の適用を可能にする

（具体例）

- ・健都は、総合特区に指定されておらず、平成30年度末の整備を目的に、健康・医療関連の企業集積をめざしている。

## 【主な改正点】

|       |  |
|-------|--|
| ①期間延長 | ・「大阪の成長戦略」にある「3-（1）先端技術産業のさらなる強化」をめざした制度であるため、事業計画認定期間を「大阪の成長戦略」の目標年次に合わせて、5年間延長する。        |
| ②区域追加 | ・現行特区税制対象区域に加えて、府が定めた要件に合致する区域を新たに追加できるようにする。  |
| ③事業追加 | ・新エネルギー分野の中に、今後活用が拡大していく「水素関連」の事業を明記。<br>・ライフサイエンス分野の中に、超高齢化社会の進展に伴い市場が拡大している「健康関連」の事業を明記。 |

## 【成長産業特別集積区域】

### 《現行特区税制対象区域》

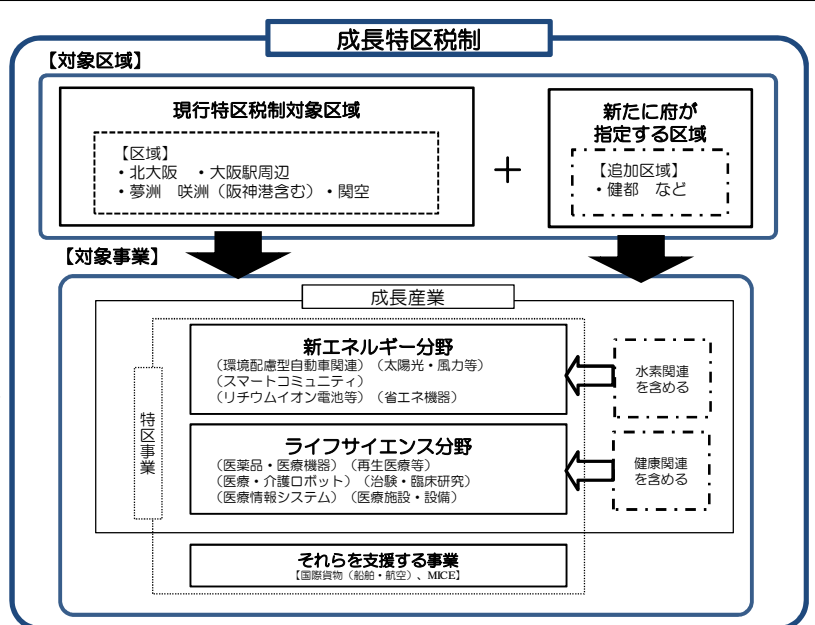
引き続き対象区域とする

※関西イノベーション国際戦略総合特区は、現計画が平成28年度に期限を迎えるため、次期計画の策定を行うことになる。その際には、成果の検証を行い、成長特区税制の区域などを精査する。

### 《新たに大阪府が指定する区域》

条例・規則で定める下記の4要件をもって区域を指定

- ①大阪府が成長産業の集積を図る区域であること
- ②当該区域に集積の中心となる研究開発等を行う施設があること
- ③地元市町村が、府と同程度の優遇制度を講じるなど、取組を促進している区域
- ④概ね1ha以上の一体の区域



## 【効果】

「大阪の成長戦略」に位置づけられている新エネルギー、ライフサイエンス分野の産業集積を更に強力に推進。

- 投資額：約257億円（事業実施期間：H28～32年に認定した事業計画に伴う土地建物や設備に投資した金額）
- 減税見込み額：約6.6億円
- 新たな雇用見込み人数：約270人